

国内企画旅行 取引条件説明書面

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

募集型企画旅行契約

(1)この旅行は帝産観光バス㈱(東京都知事登録旅行業第2-6083号・以下「当社」という。)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2) 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「標準旅行業約款」(以下「募集型約款」という)によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けま

す。お申し込み及び契約の成立時期

(4)①申込みは、お電話または直接お申込み下さい。

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

② お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

お客様との旅行条件

(5)子供代金は旅行開始時に満3歳以上小学生以下のお子様に適用します。

お支払い対象旅行代金

(6)申込み金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

旅行契約内容・代金の変更

(7) ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(8)お客様は、取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

①取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(9) 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が(13)に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。②旅行代金が増額された場合。③当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

当社による旅行契約の解除

(10) 次の場合は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

①旅行代金を期日までに支払いいただけないとき。②申込条件の不適合。③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

当社の責任

(11) 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。特別補償

(12)当社は前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社標準旅行業約款(募集型企画旅行)の特別補償規定により、お客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が(11)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日については、当該日にお客様が被った損害について補償金は支払いません。お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は補償金及び見舞金を支払いません。

旅程保証

(13)旅行日程にa.に掲げる変更が行われた場合は、募集型約款の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金にa.に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、ひとつの旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社は、a.に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

①天災地変②戦乱③暴動④官公署の命令⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

a.変更補償金の支払いが必要となる変更

1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更(旅行開始前1.5%・旅行開始後3%)、2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更(旅行開始前1%・旅行開始後2%)、3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。)(旅行開始前1%・旅行開始後2%)、4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更(旅行開始前1%・旅行開始後2%)、5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は終了たる空港の異なる便への変更(旅行開始前1%・旅行開始後2%)、6.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(旅行開始前1%・旅行開始後2%)、7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更(旅行開始前1%・旅行開始後2%)、8.前各号に掲げる変更のうち契約面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更(旅行開始前2.5%・旅行開始後5%)

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。(注2) 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。(注3) 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。(注4) 8.に掲げる変更については、1.~7.までの率を適用せず8.によります。

お客様の責任

(14) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

事故等のお申出について

(15)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

個人情報の利用目的及び第三者提供について

(16) 当社は、旅行申込みの際に得た個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載のスケジュール表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名及び住所等を、電子的方法等で送付することによって提供いたします。※このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やキャンペーンの御案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

※取消料

1)旅行開始日の21日前迄に取消した場合=無料、2)旅行開始日の20日前~8日前迄に取消した場合=旅行代金の20%、3)旅行開始日の7日前~2日前迄に取消した場合=旅行代金の30%、4)旅行開始日の前日に取消した場合=旅行代金の40%、5)旅行開始当日に解除する場合=旅行代金の50%、6)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合=旅行代金の100%

＜旅行企画実施＞

帝産観光バス 株式会社 東京都知事登録旅行業第2-6083
京都支店 京都府長岡京市神足堂ケ園1-1
TEL075-958-6560
旅行業務取扱管理者:山本雅泰

旅行業務取扱管理者とは、お客様のご旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。